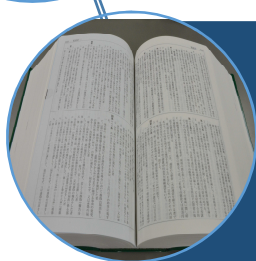


警察証明が必要な方へ



「警察証明」とは

警察証明とは、警察が、逮捕等により身体を拘束したこと、皆様から遺失届、被害届及び行方不明者届を受理したことを書面で証明するものです。



もう一度、御確認をお願いします。

警察証明は、原則として、法令に基づき書面での提出が義務付けられている手続に対して発行します。手続を行う機関に対して、法令に基づき書面での提出が必要かどうか、もう一度、御確認をお願いいたします。



手数料がかかるものがあります。

公安委員会関係手数料条例が改正され、令和2年4月1日から、身体を拘束したこと及び遺失届を受理したことの証明については、申請手数料450円を宮城県収入証紙により納めていただく必要があります。



日数がかかる場合があります。

警察証明の発行に当たり、事実の確認等に日数がかかる場合があります。余裕をもった手続をしていただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

宮城県警察